

Information

注意！こんな消費者トラブルが発生しています

最近、さまざまな悪質な手口によってトラブルに巻き込まれる事例が多く発生しています。町内で実際に被害に遭った事例も発生しており、決して他人事ではありません。もし「おかしいな」「不安だな」と感じたら、お気軽にご相談ください。

問 役場 産業課 商工観光係(消費者相談窓口) 内線2213
愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700

送りつけ商法(ネガティブオプション)

商品を一方的に送りつけ、「受け取った以上購入しなければならない」と消費者を勘違いさせて支払わせる商法

対策

- ・商品は受け取り拒否をする。その際、念のために連絡先を控えておく。
- ・代金引換で送られてきても、心当たりのない代金は安易に支払わない。

- ・万が一、商品を受け取ってしまった場合、14日間(商品の引き取りを販売業者に請求した場合は7日間)を過ぎても販売業者が引き取りに来なければ、自由に処分してもよい。
- ・期間内に商品を使用・消費したときは、購入する意思があったとみなされるので注意。

【事例】

- ・健康食品・本
- ・カニ等の魚介類



貴金属の訪問買取

不意打ち的に勧誘され、わけがわからないうちに強引に買い取られる事が多く、後になって「やめたい」と申し出ても、ほとんどの場合「既に処分した」として取り戻せない。

- 対策**
- ◆ 買い取ってもらおうつもりがなければ、勇気を出してきっぱりと断る。
 - ◆ 居座られたり脅されたりしたときは警察を呼ぶ。
 - ◆ 買い取りの場合はクーリング・オフができない。

